

申告特集

申告時に必要なもの

申告する方は、次の所得区分などに応じて、必要な書類と印鑑を用意してください。

- ・給与所得や年金、原稿料の収入などがある方
- ・源泉徴収票
- ・報酬明細書
- ・営業、農業などの事業所得や不動産所得のある方
- ・収支内訳書（「農業のお知らせ」により申告する方は、その他の経費の領収書）
- ・配当や一時所得、譲渡所得などのある方
- ・支払明細書や売買契約書などの書類
- ・医療費控除を受ける方
- ・医療費の明細書（集計表）
- ・支払った医療費の領収書
- ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ・社会保険料
- ・生命保険料
- ・損害保険料
- ・各種保険料の払込（控除）証明書
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・住民票の写し
- ・家屋の登記簿謄本など
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ・家屋の売買契約書または建築工事請負契約書の写し

控除を受ける方

インターネットで所得税の確定申告ができます

国税庁のホームページで所得税の確定申告書を作成して、添付書類とともに税務署へ提出できます。

ホームページアドレス
http://www.nta.go.jp

「所得税の確定申告書作成コーナー」

対話形式で入力後、
プリンターで印刷

添付書類と合わせて
税務署へ提出（郵送でもOK）

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。



- ・源泉徴収票（給与所得者の場合）
- ・雑損控除を受ける方
- ・り災証明書
- ・被害資産の内容・状況などが分かるもの
- ・被害資産の取り壊し費用などの明細およびその領収書
- ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ・寄付金控除を受ける方
- ・特定寄付金などの受領書
- ・収支内訳書や医療費の集計表は事前に作成してください。申告会場の職員が作成することはできません。
- ・税金の還付になる方は、申告者本人の振込先の口座番号の分かるものが必要となりますので、忘れずに用意してください。

所得控除用語の解説

・医療費控除

医療費控除として所得から差し引かれる金額は、平成17年中に実際に支払った医療費から保険などで補てんされる額を引いて残った金額から、10万円または合計所得金額の5%のいずれか低い額を差し引いた残りの金額です。

計算式は、次のとおりです。

（支払った医療費 - 保険などで補てんされる額） - 10万円または合計所得金額の5%のいずれか低い金額 = 控除額（ただし、最高額200万円）

・老年者控除

平成16年分限りで廃止されました。（65歳以上の方で寡婦または寡夫に該当する方は寡婦、寡夫控除が受けられます。）

・寡婦、寡夫控除

寡婦とは夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や、平成17年分の総所得金額等が38万円以下の生計を同じにする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。）のある方、または夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成17年分の合計所得金額が500万円以下の方。

寡夫とは平成17年分の合計所得金額が500万円以下の方のうち、妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成17年分の総所得金額等が38万円以下の生計を同じにする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。）のある方。

・障害者控除

次のいずれかに該当する方が対象となります。

身体障害者手帳や、厚生労働大臣または知事から障害者である旨の書類などの交付を受けている方。

介護保険制度の要介護認定（1～5）を受けている65歳以上の方で、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方。

・配偶者控除および扶養控除

合計所得金額が38万円以下で、次のいずれかに該当する方が対象となります

生計を同じにする配偶者やその他の親族

都道府県知事から養育を委託された児童

老人福祉法の規定により養護を委託された老人（注）

～のうち、青色事業専従者で給与の支払いを受ける者または白色事業専従者は除きます。

・特定扶養親族

扶養親族のうち、昭和58年1月2日から平成2年1月1日以前に生まれた方（12月31日現在で16歳以上23歳未満の方）をいいます。

・老人控除対象配偶者および老人扶養親族

控除対象配偶者および扶養親族のうち、昭和11年1月1日以前に生まれた方（12月31日現在で70歳以上の方）をいいます。

・配偶者特別控除

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、次のいずれにも該当しない配偶者が対象となります。

他の人の扶養親族とされる場合

青色事業専従者で給与の支払いを受ける場合

白色事業専従者である場合

配偶者が配偶者本人の課税所得の計算上、配偶者特別控除の適用を受けている場合

合計所得金額が38万円以下または76万円以上の場合

配偶者特別控除の額（所得税）

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円～399,999円	38万円	600,000円～649,999円	16万円
400,000円～449,999円	36万円	650,000円～699,999円	11万円
450,000円～499,999円	31万円	700,000円～749,999円	6万円
500,000円～549,999円	26万円	750,000円～799,999円	3万円
550,000円～599,999円	21万円		